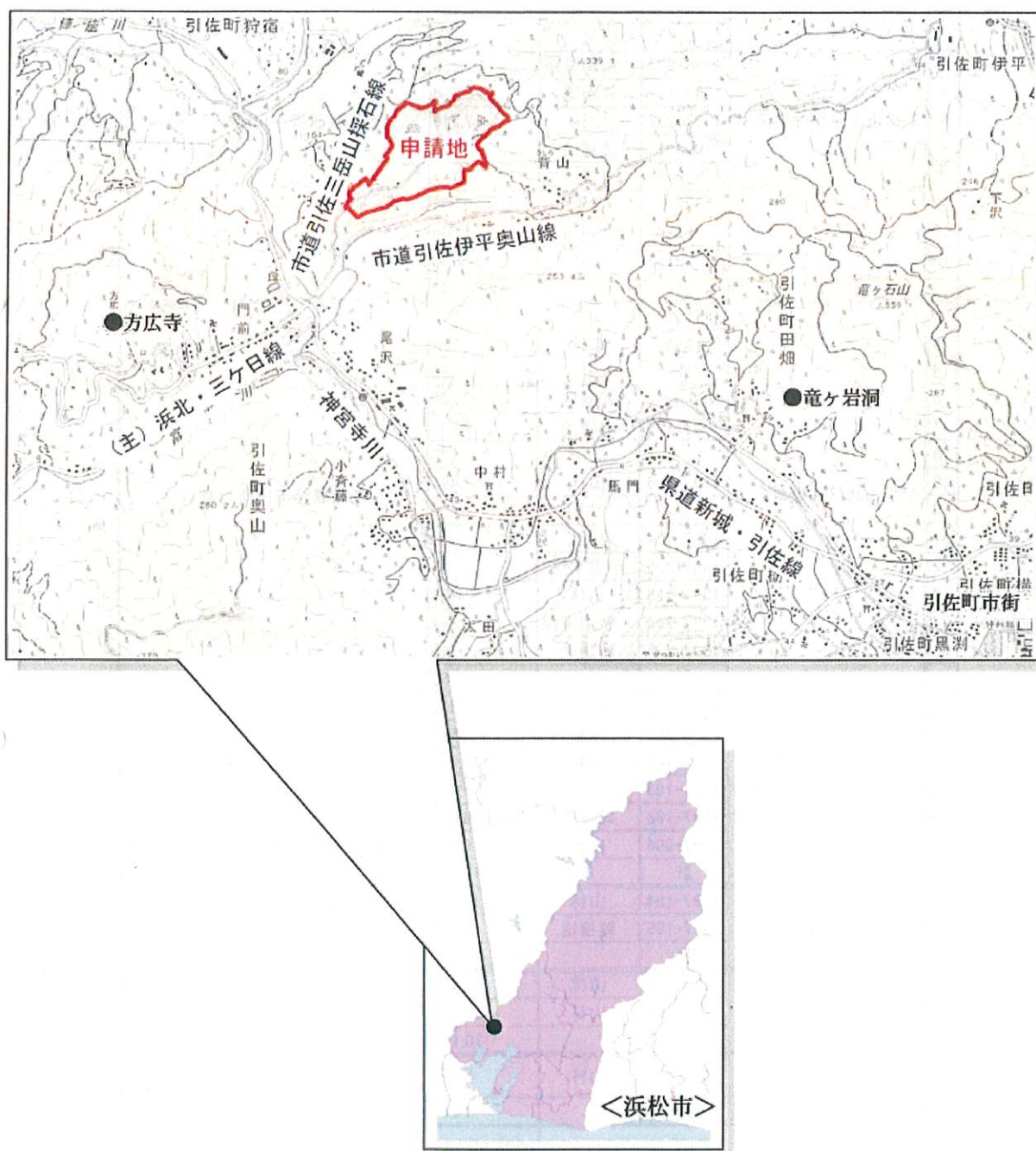


別紙1 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

1.1 産業廃棄物処理施設の位置

ア. 施設の所在地

浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆



イ. 施設の立地基準との整合性

計画施設の設置に関して、関係する立地基準（「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」（平成 26 年 4 月）及び「浜松市廃棄物適正処理指導要綱」）との整合性を次に示す。

①一般基準（立地基準）

当該計画施設に関する土地利用事業の一般基準（立地基準）との整合性を示す。

表 1.1-1 土地利用事業の立地基準との整合性（1/3）

基準項目及び内容	整合性及び摘要等
1. 土地利用事業は、国土利用に関する浜松市の計画、静岡県土地利用基本計画の趣旨に沿って立地されるものであって、次に掲げる地域ごとの基準に適合するものであること。	
(1) 都市地域 ア. 市街化区域 市街地としての適正な土地利用を図る土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、認めないものとする。 イ. 市街化調整区域 別に定めがある場合を除き、土地利用事業の施行は、認めないものとする。	都市計画区域外である。
(2) 農業地域 ア. 農用地区域 土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。	農用地区域外である。
(3) 森林地域 ア. 保安林及び保安施設地区 土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。 イ. ア以外の森林地区 土地利用事業の施行は、次に掲げる森林の区域を原則として含めないものとする。 (ア) 浜松市森林整備計画において、樹根及び表土の保全に特に留意すべきものとして定められている森林 (イ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林 (ロ) 浜松市森林整備計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に保健保全機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林 (ハ) 浜松市森林整備計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林 (ニ) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林	土地利用事業を制限される左記区域に該当しない。
(4) 自然公園地域 ア. 特別保護地区 土地利用事業の施行は、認めないものとする。 イ. 特別地域 (ア) 第 1 種特別地域：土地利用事業は、認めないものとする。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの（風致景觀に著しい支障がある場合を除く）にあつては、この限りでない。 (イ) (ア) 以外の特別地域：土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。	自然公園地域外である。
(5) 自然保全地域 ア. 原生自然環境保全地域 土地利用事業の施行は、認めないものとする。 イ. 特別地区 土地利用事業の施行は、認めないものとする。	自然保全地域外である。

表 1.1-2 土地利用事業の立地基準との整合性 (2/3)

基準項目及び内容	整合性及び摘要等
(6) 5 地域のうち前各号に掲げる地域以外の地域 国土利用に関する浜松市の計画、静岡県土地利用基本計画の趣旨に沿った土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。	第 2 条 (1) イ に該当する産業廃棄物の埋立に相当する事業である。
(7) 5 地域のいずれにも区分されない地域 国土利用に関する浜松市の計画及び静岡県土地利用基本計画の趣旨に沿った土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。	第 2 条 (1) イ に該当する産業廃棄物の埋立に相当する事業である。
2. 国土利用に関する浜松市の計画及び静岡県土地利用基本計画の趣旨に沿った土地利用事業以外の施行は、原則として認めないものとする。	第 3 条 (2) ② 廃棄物処理施設の設置及び変更に係る土地利用事業である。
3. 施行区域には、次に掲げる区域を含まないこと。	
(1) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) に基づく農用地区域。ただし、農用地区域内における産業廃棄物の最終処分等を目的とする土地利用事業で、おおむね 2 年以内に農地に復元できるものは除く。	左記区域に該当しない。
(2) 自然公園の特別保護地区及び第 1 種特別地域。ただし、第 1 種特別地域における土地利用事業で、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの (風致景観に著しい支障がある場合を除く。) にあつては、この限りでない。	左記区域に該当しない。
(3) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号) に基づく原生自然環境保全地域	左記区域に該当しない。
(4) 静岡県自然環境保全条例 (昭和 48 年条例第 9 号) に基づく特別地区	左記区域に該当しない。
(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) に基づく特別保護地区	左記区域に該当しない。
(6) 文化財保護法 (昭和 25 年法律 214 号) 及び静岡県文化財保護条例 (昭和 36 年静岡県条例第 23 号) に基づく文化財等の指定地域。ただし、風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業にあつては、この限りでない。	左記区域に該当しない。
(7) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号) に基づく海岸保全区域。ただし、海岸保全上支障がないと認められる区域にあつては、この限りでない。	左記区域に該当しない。
4. 施行区域内には、原則として次に掲げる地域を含まないこと。	
(1) 土地改良事業、開拓事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地 (採草放牧地を含む。)、集団的に存在している農地及び農業生産力の高い農地。ただし、当該事業の工事完了公告のあった年度から、8 年を経過したものは除く。	左記区域に該当しない。
(2) 林道の利用区域、造林、間伐その他林業関係の公共投資が行われた森林	左記区域に該当しない。
(3) 公有林	左記区域に該当しない。
(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) に基づく急傾斜地崩壊危険区域	左記区域に該当しない。
(5) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) に基づく災害危険区域	左記区域に該当しない。
(6) 森林施業計画が認定されている森林	左記区域に該当しない。
(7) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の森林	左記区域に該当しない。
(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) に基づく土砂災害特別警戒地区	左記区域に該当しない。

表 1.1-3 土地利用事業の立地基準との整合性 (3/3)

基準項目及び内容	整合性及び摘要等
5. 水道（簡易水道）等の水源に影響を及ぼす恐れのある地域の土地利用事業の施行は、原則として認めない。	水道（簡易水道）等の水源に影響を及ぼす恐れがない地域である。
6. 施行区域内の民有地については、当該土地利用事業の施行又は工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。ただし、工事に着手する場合は全員の同意を得ることとする。	施行区域は、全て当該事業者の所有地である。
7. マリーナ建設事業にあたっては、上記に掲げる区域のほか次に掲げる区域に立地するものでないこと。 (1) 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港の区域のうち漁船の利用又は漁港機能の保持に支障があると認められる区域 (2) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域のうち治水上支障があると認められる区域 (3) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項の湾岸区域のうち湾岸機能の保持に支障があると認められる区域 (4) 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 14 条の規定により指定された保護水面の区域 (5) 常時船舶の航路として使用されている区域及び当該区域に隣接する区域で、海上交通の安全上支障があると認められる区域 (6) 風向、波高等の自然条件によりプレジャーボートの転覆その他の事故の発生のおそれがある区域 (7) 既存の海水浴場その他の施設の利用又は公有水面埋立事業の施行に支障があると認められる区域	陸上埋立地であり、当該事項に該当しない。
8. 静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱のマリーナ建設事業に関する基準に整合すること。	陸上埋立地であり、当該事項に該当しない。

②個別基準（環境・立地）

当該計画施設に関する関係法令に基づく土地利用事業の(1)環境・立地について、個別基準との整合性を示す。

表 1.1-4 土地利用事業の個別立地基準との整合性 (1/2)

基準項目及び内容	関係機関・担当課都の確認
1. 適正な土地利用を図るために、国土利用計画浜松市計画に整合した土地利用事業となるよう事業内容を検討し、計画に即した土地利用事業とすること。	(土地政策課) 土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき土地利用事業計画書を作成し提出する。
2. (1) 周辺景観に配慮した土地利用事業をすること。 (2) 景観計画及び景観条例に規定する届出対象行為に係る景観形成基準を遵守すること。	(土地政策課) 生活環境影響調査結果に基づく対策を講じる。
3. 環境基本条例に定める事業者の責務に則り、以下のことに取り組むこと。 (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に協力すること。 (2) 生物多様性の保全のため、動植物の生育・生育環境への影響に配慮すること。 (3) 省エネルギー技術の導入等により温室効果ガスの排出抑制に配慮すること。 (4) 資源の有効利用、グリーン購入等に配慮すること。	(環境政策課) 生活環境影響調査結果に基づく対策を講じる。

表 1.1-5 土地利用事業の個別立地基準との整合性 (2/2)

基準項目及び内容	関係機関・担当課都の確認
4. 環境配慮指針に基づき、環境保全措置に取り組むこと。	(環境政策課) 生活環境影響調査結果に基づく対策を講じる。
5. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止及び植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 (1) 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施工すること。 (2) 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。 (3) 緑地の形成は次により行い、詳細については別途、市と協議すること。 ア：施行区域内の表土を活用すること。 イ：現存樹木を移植し、活用すること。 ウ：環境に適合した樹種を選定すること。 エ：野鳥及び小動物のための結実花木(誘鳥木)を植栽すること。 (4) 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は周囲の自然環境に調和したものであること。また、周囲の道路及び既成市街地等から施行区域内への眺望についても配慮すること。	(土地政策課、環境政策課、緑政課) ・造成工事は、期別(4期)に行い環境への負荷低減に努める。 ・区域内の良好な自然環境の保全に努める。 ・緑地形成について「浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱」に準拠する。 ・施設設置に伴う景観に配慮した施設計画とする。
6. (1) 1ヘクタールを超える5条森林を開発するときは、静岡県林地開発許可審査基準等に適合するものとし、別途協議するものとする。 (注) 森林法第5条に定める地域森林計画対象森林 (2) 1ヘクタール以下の5条森林を開発するときは、静岡県林地開発許可審査基準等を準用し、別途協議するものとする。 (注) 森林法第5条に定める地域森林計画対象森林	(林業振興課) 森林法施行細則第9条に基づく「林地開発行為地位承継届」及び同第3条に基づく「林地開発変更許可申請書」を提出し、協議する。
7. 水資源の確保を図るため、市及び地元等で管理されている水道(簡易水道)等の水源に影響を及ぼさないよう配慮すること。	(北部上下水道課) 水源への影響はない。
8. 地盤沈下等の公害防止のため、浸透施設等を設置し地下水のかん養機能の保持に配慮すること。	(環境保全課) 事業の特殊性から、地下水の涵養機能は設けない。
9. 井戸の設置に当たっては、地下水の水位低下や塩水化に配慮すること。また、地下水の採取に係る県条例、市条例を厳守すること。	(環境保全課) 地下水の採取に係る県・市条例の指定区域外である。
10. 建設工事中の周辺地域に、騒音、振動、粉じん、臭気、光その他の公害について十分な対策がなされていること。	(環境保全課) 公害関係法令、公害未然防止指導要領に基づく届出及び作業実施届出を行い、十分な対策の下に工事を行う。
11. 事業活動に伴う公害対策に留意すると共に、市が行う公害防止に関する施策に協力すること。	(環境保全課) 各種公害関係法令及び公害未然防止指導要領を遵守する。
12. 省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用に配慮すること。	(環境保全課、エネルギー政策課、建築行政課) 事業の特殊性から該当しない。
13. リサイクル建材等の使用等グリーン購入に配慮すること。	(環境保全課) 使用する資機材に配慮する。
14. 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、浜松市廃棄物適正処理指導要綱に定める立地の基準を遵守すること。	(産業廃棄物対策課) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を順守する。

③指導要綱に定める立地基準

浜松市廃棄物適正処理指導要綱第9条の規定に基づく、廃棄物処理施設の立地環境との整合性を示す。

表 1.1-6 指導要綱に定める立地基準との整合性

基準項目及び内容	対策及び摘要等
1. 次の区域は、計画地から除外すること。ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。	下記区域に該当しない。
(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する特別地域	当該計画地は、左記の指定区域に該当しない。
(2) 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)に規定する特別地域	
(3) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に規定する原生自然環境保全地域	
(4) 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)に規定する自然環境保全地域の特別地区	
(5) 鳥獣保護及び狩猟に関する法律(大正7年法律第32号)に規定する鳥獣保護区の特別保護地区	
(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する風致地区	
(7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に規定する急傾斜地崩壊危険区域	
(8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に規定する地すべり防止区域	
(9) 砂防法(明治30年法律第29号)に規定する指定土地	
(10) 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林	
(11) 海岸法(昭和31年法律第101号)に規定する海岸保全区域	
2. 次に掲げる施設の敷地境界からの距離が原則として100m以上あること。	下記最寄りの施設まで、敷地境界より100m以上離れている。
(1) 学校、図書館等の教育文化施設	奥山体育センターまで約500m。
(2) 病院等の医療施設	奥山診療所まで約1.6km。
(3) 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設	奥山老人ホームまで約500m。
3. 立地場所、次の承諾が得られていること。	承諾の必要はない。
(1) 処理施設設置予定地を使用する権原の取得及び処分する廃棄物の種類、処分方法等の条件その他必要な事項についての土地所有者の承諾	土地所有者は事業主であり、使用承諾を必要としない。
(2) 処理施設設置予定地までの搬入道路(国道、県道、市道及び法定外公共用道路を除く。)を使用する権原の取得及び廃棄物の搬入に伴う車輛の通行についての管理者の承諾	搬入道路は、何れも国道、県道、市道であり、通行の規制はなく、管路者の承諾を必要としない。
(3) 放流水(雨水及び従業員等の生活雑排水を除く。)がある場合は、直接放流する河川、水路等の管理者(国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。)の承諾	該当河川は、神宮寺川(2級河川)と背山川(準用河川)であり、静岡県の管理の下、承諾を必要としない。

ウ. 計画地の適性(用地の選定理由)

計画施設の立地基準に係る関係諸法令に問題ないことが確認され、申請地周辺に人家がなく、場内は岩盤であることから地盤が安定しており、地下に水が浸透し難い地形であること。また、第二東名連絡道-引佐インターチェンジに近く、交通の便に優れていることから当地を選定した。